

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)	
3 拠出先の概要	
<p>国連人権高等弁務官のポストは、1993年12月、第48回国連総会決議48/141により創設。国連人権高等弁務官事務所は、同弁務官を長とし、国連事務局の中で人権を包括的に扱う唯一の機関(加盟国数は国連加盟国に準ずる。)。本部はジュネーブ(スイス)にあり、事業の目的は、人権享受の普遍的な促進、人権に係る国際協力の推進等で、年3回行われる国連人権理事会の事務局及び主要な人権条約委員会の事務局として機能。</p>	
4 (1) 本件拠出の概要	
<p>本件拠出は、特別手続(special procedures。国連人権理事会において、国別又はテーマ別の人権分野において独立専門家が報告等を行う。)やOHCHRフィールド事務所の活動支援費用等、条約体改革への活動支援費用の経費に充てられている。これをもって、国際社会における人権・法の支配・民主主義等の促進に貢献する。</p>	
4 (2) 本件拠出の形態	<input type="checkbox"/> コア拠出 <input checked="" type="checkbox"/> ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額	2,000 千円
イヤマーク拠出。	
令和3年度当初予算額	1,768 千円
イヤマーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局 人権人道課、ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
<p>本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標II: 分野別外交」、「施策II-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野7: 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」「測定目標7-1 人権・民主主義の保護・促進」の下に設定された中期目標「多国間及び二国間の議論・対話への積極的な参加等を通じ、国際社会の関心事であり、日本にとって重要な基本的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組むとともに、国際社会における日本の役割や信頼性の向上に努め、日本にとって望ましい国際環境を実現</p>

する。また、この点を踏まえ、国際社会の責任ある一員として、主要人権条約を着実に履行する。」を達成するための達成手段の一つと位置づけている(令和2年度外務省政策評価事前分析表(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf>) 167 ページ参照)。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

・日本は、OHCHR が事務局機能を果たしている人権理事会の理事国として、また、国連総会や安全保障理事会においてその意思決定プロセスに積極的に参加し、また、日・OHCHR 政策協議(直近の第2回日・OHCHR 政策協議は 2019 年 3 月に実施)における協議を通じ、その目標実現を推進している。

・OHCHR は国連の中で人権を包括的に扱う唯一の機関である。日本が重視するアジアにおける人権状況やハンセン病差別撤廃をはじめとした諸課題の解決に向け、OHCHR が非常に重要な役割を果たすことが期待されること、OHCHR の活動に対する抛出を行うことは重要である。また、日本が外交において人権を重視し、世界の人権状況改善へのコミットメントを示す観点からも、本件抛出は重要である。

・日本は、2006 年より毎年 1 回、人権理事会ハイレベルセグメント(各国首相、閣僚等によるスピーチセッション)に外務省政務レベルが出席している。2020 年 2 月には、尾身外務大臣政務官が同理事会ハイレベルセグメントに出席し、拉致問題の早期解決の重要性を訴えるとともに、ミャンマーを含むアジアの人権状況改善や民主化の進展に向けた取組や社会的弱者の権利の保護・促進にかかる取組を始めとした、日本が重視する人権外交に関する取組等につきステートメントを行った。また、同ステートメント内において、国連及び人権理事会の機能改善・強化へのコミットにつき言及した。2021 年 2 月には、日本の外務大臣として初めて茂木外務大臣がビデオメッセージの形でステートメントを実施し、拉致問題の早期解決の重要性を訴え、香港や新疆ウイグル自治区を始めとする情勢に深刻な懸念を表明し中国の具体的行動を求めるとともに、本抛出によって実現したカンボジアにおける人権啓発事業やハンセン病差別撤廃に向けた進展を含め、日本の各種取組等につき言及した。

1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

・OHCHR が事務局機能を果たしている人権理事会は、年 3 回開催、年間 10 週間にわたって開催され、人権理事会における人権関連決議案が毎年 120 本程度作成される。また、国連加盟国(193 か国)全ての国の人権状況を普遍的に審査する枠組みである普遍的・定期的レビュー(UPR)等も人権理事会の重要な機能である。これに加えて、OHCHR は、人権関連決議によって設定される特別手続や各種人権条約体の事務局機能も果たしている。さらに、人権状況改善に向けた技術協力を行う観点から、地域事務所を世界中に展開しており、ジュネーブ本部をはじめ、ニューヨーク事務所、12 の地域事務所、14 の各国事務所を有し、世界の人権状況の改善に向けた取組を進めている。

・日本は、OHCHR が事務局機能を果たしている人権理事会の理事国として、その意思決定プロセスに積極的に参加している。日本は、直近では、2019 年 10 月の選挙で当選し、2020 年 1 月～2022 年 12 月まで理事国を務めている。2023 年 1 月～2025 年 12 月も任期を続けるべく、2023 年秋に予定されている選挙に立候補している。

・本抛出はイヤマーク抛出であり、OHCHR から提案を受けたもののうち、日本が重視する事業に対して支出を認めるため、日本の意向反映は確保されている。

1-3 抛出先との間での要人往来、政策対話等

・2019 年 3 月、第 2 回日・国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)政策協議を実施。日本側から鈴木哲外務省総合外交政策局長、OHCHR 側からミシェル・バチエレ国連人権高等弁務官等が出席し、日本と OHCHR のパートナーシップのあり方や、人権分野等における日本の取組、国連の人権メカニズムの課題、アジア地域の人権状況等につき意見交換を行った。

・例年 2 月に行われる人権理事会ハイレベルセグメントのマーゲンで外務省政務官が国連人権高等弁務官と会談。

・2020 年 2 月には尾身政務官がバチエレ人権高等弁務官と会談し、人権分野における協力を確認した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性
<p>・日本は、OHCHR が事務局を務める主要な人権条約委員会、日本人委員を継続的に確保している。自由権規約委員会では古谷修一委員(～2022 年)、女子差別撤廃委員会では秋月弘子委員(～2022 年)、人種差別撤廃委員会では洪恵子委員(～2021 年)、児童の権利委員会では大谷美紀子委員(～2020 年)が現在任期を務めており、世界でも最も多く委員を輩出している国の一つとなっている。</p> <p>・その他、様々な NGO から、人権分野の取組強化を求める声が上がっている。</p>
1-5 1-1(1)外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
<p>本拠出は2-2のとおりの実績を上げており、1-1(1)記載の中期目標の達成に関し貢献した。日本としても関連決議の共同提案国入りや主提案国としての提出、理事国を務める人権理事会での積極的な議論等を通じ活動を側面支援した。また、1-1(2)のとおり、本件の拠出を行うこと自体が、日本の外交の人権へのコミットメントを示すものであり、日本の信頼性向上に貢献している。</p> <p>また、中期目標とは直接関連はないものの、OHCHRが事務局を務める主要な人権条約委員会に日本出身委員が積極的に活動し議論をリードしたことも指摘できる。以上を総合的に勘案すれば、本件拠出は評価対象期間中において、本件外交目標に向けて相応の貢献をしたと総括できる。</p>

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1)【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1(2)【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
<p>・2018 年拠出:①特別手続、②強制的失踪作業部会、③ソウル事務所、④カンボジア事務所のための費用に充てられた。①特別手続については、同制度の下に設置されている北朝鮮人権状況特別報告者、カンボジア人権状況特別報告者、ハンセン病差別撤廃特別報告者、強制的失踪作業部会の活動を支援する事務局の活動費用等に充てられており、②強制的失踪作業部会及び③ソウル事務所については、北朝鮮による拉致問題に関する活動のための費用、④カンボジア事務所については、日本が主導しているカンボジア人権状況決議に基づくカンボジアの人権状況改善に関する活動のための費用に充てられている。特に上記②③の活動によって得られた成果に基づき、日本人拉致問題の解決に言及している北朝鮮人権状況決議が、国連人権理事会でこれまでに 14 年連続 14 回、国連総会第三委員会に 16 年連続 16 回、無投票又は賛成多数で採択されている(直近では 2021 年3月第 46 回国連人権理事会にて採択)。更に、日本が主提案国であるカンボジア人権状況決議(直近では 2019 年9月)及びハンセン病差別撤廃決議(直近では 2020 年7月)が採択されており、これら決議に基づき設置されたカンボジア人権状況特別報告者及びハンセン病差別撤廃特別報告者が、それぞれ2年間及び3年間の期間で活動している。</p> <p>・2019 年拠出:条約体改革への支援のための費用に充てられている。</p> <p>・2020 年拠出:①カンボジア事務所のための費用及び②アフリカにおける紛争予防に関する若者意識調査プロジェクトに充てられた。①については、日本が主導しているカンボジア人権状況決議に基づくカンボジアの人権状況改善に関する活動のための費用(特に若者の人権啓発活動)に充てられている。②については、OHCHR の4年目標(2018 年～2021 年)で若者を優先グループとしていることを受け、アフリカにおける紛争予防、人権、平和構築に関する意識調査プロジェクトの実施のための費用に充てられている。</p>
2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)

- ・日本は2019年9月に第42回人権理事会にカンボジア人権状況決議を提出し、これがコンセンサス採択された。また、同決議に基づき設置されたカンボジア人権状況特別報告者が活動している。カンボジア人権状況決議の採択は、同国の人権状況改善に向けた同国政府の前向きな努力への支援を継続することを目的としており、アジアにおける人権の保護・促進に資するものである。
- ・日本は2020年7月にハンセン病差別撤廃に関する決議を人権理事会に提出し、全会一致で採択された。
- ・日本政府は強制失踪作業部会の会合において拉致問題に関する申し立て、陳述を複数回にわたり実施。強制失踪作業部会は2020年6月、北朝鮮に対して、日本人拉致問題を含む拉致問題に関する情報提供を要請。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	・2021年5月(日本の2018年度分) ・2021年5月(日本の2019年度分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	
財政状況に係る報告が正確かつ適正に記載されている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
3-2 (3) 上記3-2 (1)及び3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組	
国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)を含め、国連全体に加盟国からの分担金支払いの滞りによる財政危機の傾向がある。日本は、国連システムの中で人権を主流化しつつ、人権理事会の活動が財政面においてもより効率的で効果的になるようステートメントを通じて呼びかけている。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年12月末時点。)						
(1) 日本人職員数の増減						
過去3年の日本人職員数				<input type="checkbox"/> 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等)	(参考)	
				<input checked="" type="checkbox"/> 拠出先全体	全職員数	
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
-	-	-	-	-	-	-
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020

-	-	-	-	-	-	-
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・JPO の人数は 2020 年 12 月末時点で1名存在。 ・OHCHR では総職員数に比べ幹部ポストの数が少ない。(総職員数 1,433 名中、幹部職員数は 20 名＝全体の 1.4%) ・OHCHR に現在所属する日本人職員は、北朝鮮やカンボジアといった日本が重視する国や地域の問題を担当するポストにある者が多く、政策的に重要。 ・日・OHCHR 政策協議における働きかけを始め、OHCHR 本部の職員が訪日する機会等様々な場面を活用し、日本人職員の採用につき、働きかけを行っている。 					
(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減	
-	-	-	-	-	-	
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減	
-	-	-	-	-	-	
備考						
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
<p>本件拠出を日本人職員の増強と結び付けることは、1-1(1)の政策目標達成手段として本件拠出が果たす役割との関係でトレードオフとなりかねない。なお、現状の OHCHR への本件の拠出金額は職員の雇用に必要と思われる金額として非常に小さく、本件拠出額をもって日本人職員の増強につなげることはいずれにせよ困難。</p>						